

令和3年4月

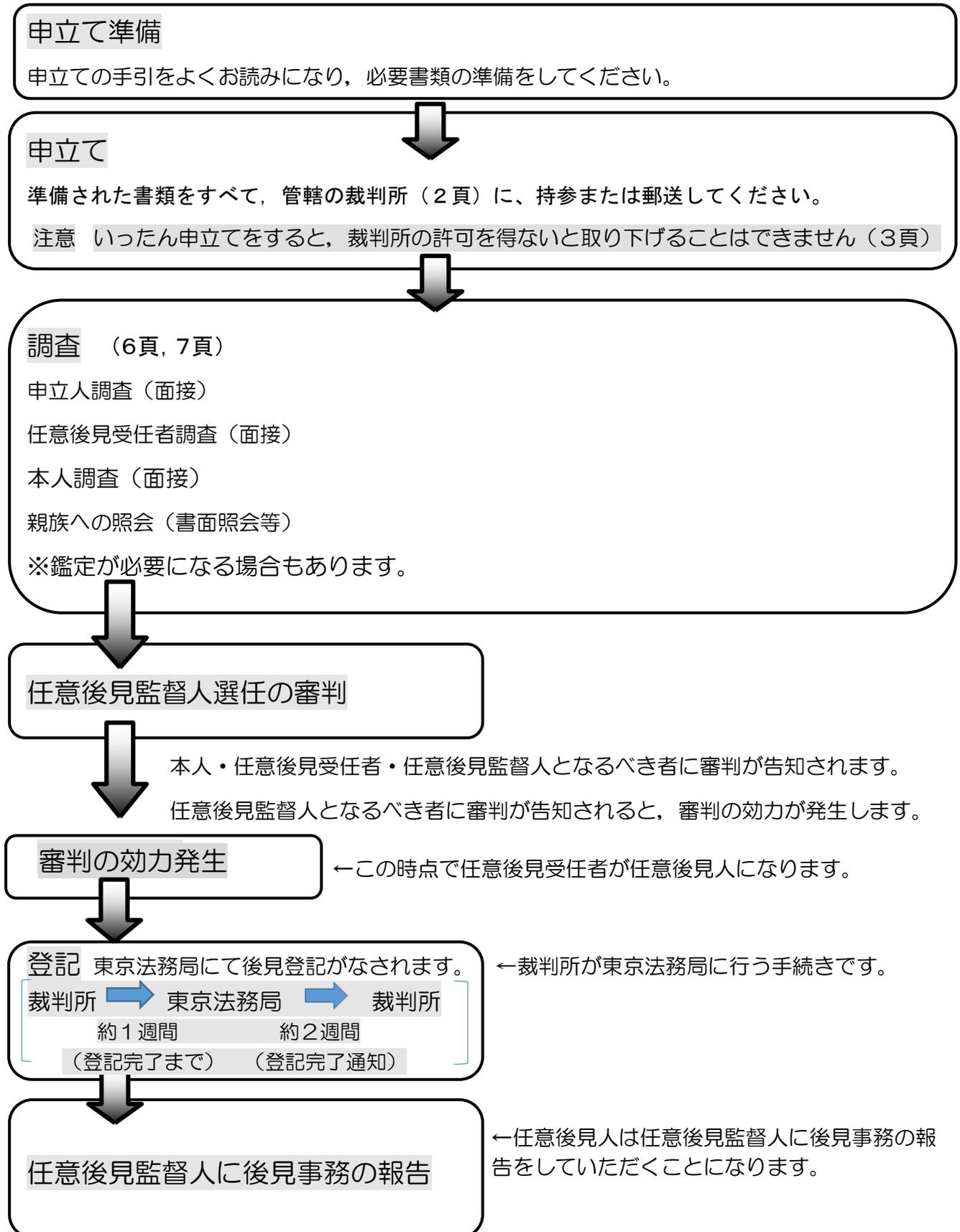
# 任意後見監督人選任申立ての手引

さいたま家庭裁判所

# 目次

◎任意後見監督人選任審判手続の流れ	1
◎申立てをする裁判所（管轄区域）一覧	2
第1 任意後見制度について	3
第2 申立ての手続について	3
1 申立てをする裁判所	3
2 申立てができる人	4
3 申立てに必要な書類	4
4 申立書の提出について	4
5 申立後の手続について	4
(1) 申立人，任意後見受任者調査（面接）	4
(2) 鑑定	5
(3) 本人調査（面接）	5
第3 任意後見人の職務について	6
1 任意後見人の主な職務	6
2 任意後見監督人の職務について	6
3 任意後見契約の終了について	7
(1) 任意後見契約の解除	7
(2) 任意後見人の解任	7
(3) 法定後見（後見・保佐・補助）の開始	7
(4) 本人の死亡，任意後見受任者の死亡・破産など	7
第4 任意後見制度等についてのお問い合わせ先	8

## 任意後見監督人選任審判の流れ



## 申立てをする裁判所（管轄区域）一覧

以下の表のとおり、本人（任意後見契約の委任者）の住所地（原則本人が住民登録している場所）に対応して申立てをする裁判所が決まります。分からないことがありましたら、申立てをする裁判所にお問い合わせください。

申立てをする裁判所	管轄区域（本人の住所地）
<b>さいたま家庭裁判所（本庁）</b> さいたま市浦和区高砂 3-16-45 TEL048-863-8816	さいたま市 蕨市 戸田市 志木市 和光市 新座市 川口市 鴻巣市 上尾市 北本市 蓮田市 朝霞市 桶川市（北足立郡）伊奈町
<b>さいたま家庭裁判所越谷支部</b> 越谷市東越谷9-2-8 TEL048-910-0123	越谷市 春日部市 草加市 八潮市 三郷市 吉川市 （北葛飾郡）杉戸町 松伏町
<b>さいたま家庭裁判所久喜出張所</b> 久喜市久喜東1-15-3 TEL0480-21-0157	久喜市 加須市 幸手市 白岡市 （南埼玉郡）宮代町
<b>さいたま家庭裁判所川越支部</b> 川越市宮下町2-1-3 TEL049-273-3041	川越市 富士見市 ふじみ野市 坂戸市 鶴ヶ島市 所沢市 狭山市 入間市 （入間郡）三芳町（比企郡）川島町
<b>さいたま家庭裁判所飯能出張所</b> 飯能市大字双柳371 TEL042-972-2342	飯能市 日高市（比企郡）鳩山町 （入間郡）越生町 毛呂山町
<b>さいたま家庭裁判所熊谷支部</b> 熊谷市宮町1-68 TEL048-500-3113	熊谷市 行田市 東松山市 羽生市 深谷市 本庄市（大里郡）寄居町 （児玉郡）神川町 上里町 美里町 （比企郡）滑川町 嵐山町 小川町 吉見町 ときがわ町（秩父郡）東秩父村
<b>さいたま家庭裁判所秩父支部</b> 秩父市上町2-9-12 TEL0494-22-0226	秩父市 （秩父郡）横瀬町 皆野町 長瀬町 小鹿野町

## 第1 任意後見制度について

任意後見制度とは、本人が、契約の締結に必要な判断能力を有している間に、あらかじめ公正証書で任意後見契約を締結して、本人の判断能力が不十分な状態になったときに、任意後見人が契約した範囲で本人を代理する制度です。家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、任意後見契約の効力が生じます。任意後見人には同意権、取消権はなく、代理権のみが与えられます。

### 語句説明

同意権：本人が重要な財産行為等を行う際に、保佐人等がその内容が

本人に不利益でないか検討して、問題がない場合に同意する権限

取消権：本人が保佐人等の同意を得ないで重要な財産行為等を行った場合、

保佐人等がその行為を無効なものとして、原状に戻す権限

代理権：本人に代わって、本人のために取引や契約等を行う権限

## 第2 申立ての手続について

注意事項：申立てをした場合、裁判所の許可を得なければ、申立てを取り下げることができません。

次に具体的な申立ての手続について説明いたします。

### 1 申立てをする裁判所

本人の住所地（原則本人が住民登録している場所）を管轄する家庭裁判所になります。

申立てをする裁判所（管轄区域）一覧（2頁）をご参照ください。

## 2 申立てができる人

申立てができる人は、本人（任意後見契約の本人）、配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者です。

### 申立てができる親族とは誰？

四親等内の親族とは、主に次の人たちです。

- (1) 親, 祖父母, 子, 孫, ひ孫
- (2) 兄弟姉妹, おい, めい
- (3) おじ, おば, いとこ
- (4) 配偶者の親・子・兄弟

## 3 申立てに必要な書類

必要書類等一覧表の書類を提出してください。また、申立ての際には、必要書類等チェックリストで必要書類が整ったことをご確認ください。

必要書類が整っていればその分手続が早く進みます。



## 4 申立書の提出について

申立ての際には、申立書と必要書類等を郵送または持参してください（窓口で申立書と必要書類等の提出のために来庁する場合には予約はいりません。）。

## 5 申立後の手続について

### (1) 申立人、任意後見受任者調査（面接）

面接については、申立後に別途面接日の調整の連絡があります。

家庭裁判所に来ていただいて、申立人及び任意後見受任者から申立てに関する事情を詳しくお伺いします。

申立人の方からは、「申立事情説明書」に基づいて、申立てに至るいきさつ、本人の生活状況、判断能力及び財産状況、本人の親族らの意向等について事情をお伺いします。

任意後見受任者の方には、「任意後見受任者事情説明書」に基づいて、その適格性に関する事情を確認いたします。

面接をした上で、追加で資料の提出をお願いすることがあります。

## (2) 鑑定

鑑定とは、本人の判断能力がどの程度あるかを医学的に判定するための手続です。申立時に提出していただく診断書とは別に、家庭裁判所が医師に鑑定依頼をする形で行われます。鑑定手続を行うかどうかは申立後に判断します。

## (3) 本人調査（面接）

任意後見制度では、本人の意思を尊重するため、申立ての内容について本人の陳述を聴取し、同意を確認することが必要となっております。これを本人調査といいます。本人調査の際は、可能であれば本人に家庭裁判所にお越しいただいておりますが、入院等により外出が困難な場合は、家庭裁判所から担当者が入院先等に伺います。

### **任意後見監督人は家庭裁判所が選びます！**

任意後見監督人は、家庭裁判所が、本人の心身の状態や生活・財産の状況、任意後見受任者の職業・経歴や本人の意見などをふまえて総合的に判断して選任します。後見監督という内容から弁護士や司法書士などの第三者の専門家を選任します。

### **任意後見監督人には報酬を支払います！**

第三者に任意後見監督をしてもらうためには、本人の財産の中から任意後見監督人に報酬を支払う必要があります。任意後見監督人から家庭裁判所に報酬付与の申立てがなされると、家庭裁判所が報酬の金額を決定します。

### 第3 任意後見人の職務について

#### 1 任意後見人の主な職務

任意後見受任者は、任意後見監督人が選任されると「任意後見人」として職務を行うこととなります。

任意後見人は、本人の意思を尊重し、かつ、本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、任意後見契約時に結んだ契約内容に基づき、後見事務を行うこととなります。代理行為の内容については、財産管理に関する法律行為と身上監護に関する法律行為などが挙げられます。

財産管理に関する法律行為とは、預貯金の管理・払い戻し、不動産等の重要な財産の処分、遺産分割協議、賃貸借契約の締結・解除などが挙げられます。

このような財産管理に関する法律行為が含まれている場合、任意後見人はまず本人名義の財産を調査し、財産目録を作成して、任意後見監督人に提出してください。

任意後見人は、任意後見監督人の求めに応じて財産管理状況などの後見事務を報告することとなります。任意後見人は本人の現状や財産・収支の状況について、日頃から把握し、領収書や取引に関する書類をきちんと保管する必要があります。

#### 2 任意後見監督人の職務について

任意後見監督人は、任意後見人の事務を監督します。任意後見人が適正に後見事務を行っているのか、必要に応じてチェックをし、家庭裁判所に定期的に報告します。

任意後見監督人の監督の過程で任意後見人の事務に不正な行為や著しい不行跡などが判明した場合には、任意後見人の解任なども視野に入れてその後の対応を検討します。

### 3 任意後見契約の終了について

任意後見契約が終了する場合は次のとおりです。

(1) 任意後見契約の解除

任意後見監督人選任前であれば、公証人の認証を受けた書面での契約の解除、任意後見監督人選任後であれば、家庭裁判所の許可が必要です。

(2) 任意後見人の解任

任意後見監督人の監督を通じて任意後見人の不正な行為など任務に適しない事由が判明した場合には、任意後見監督人の請求により、家庭裁判所は任意後見人を解任することができます。

(3) 法定後見（後見・保佐・補助）の開始

任意後見監督人が選任された後に法定後見開始の審判がされた場合には、任意後見契約は当然に終了します。

(4) 本人の死亡、任意後見受任者の死亡・破産など

#### 第4 任意後見制度等についてのお問い合わせ先

○ 任意後見契約について

日本公証人連合会（TEL 03-3502-8050）または各公証役場

<http://www.koshonin.gr.jp/>

※ 手続のご説明のほか、埼玉県内の公証役場の所在地及び連絡先が掲載されています。

○ 任意後見監督人選任の申立てや手続のご案内

裁判所ウェブサイト（後見ポータルサイト）

<https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/index.html>

※ 手続のご説明のほか、各地の家庭裁判所や申立書書式等をご紹介します。

○ 成年後見制度についてのご相談

各市区町村の地域包括支援センター（障害者の方の相談窓口は、市区町村及び市区町村が委託した指定相談支援事業者となります。）

※ 地域包括支援センターの連絡先などのお問合せについては、各市区町村の窓口にお尋ねください。

※ 成年後見制度を利用する際に必要な経費を助成している市区町村もあります。詳しくは、各市区町村の窓口にお尋ねください。

○ 法的トラブルで困ったときのお問合せ

日本司法支援センター法テラス（TEL 0570-078374）

<https://www.houterasu.or.jp/>

※ 固定電話であれば、全国どこからでも3分8.5円（税別）で通話することができます。

※ IP電話からは「03-6745-5600」にお電話ください。